

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人 再命会

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人再命会（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び実費弁償等について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員等とは、次のとおりとする。

- ① 理事
- ② 監事
- ③ 評議員選任解任委員
- ④ 第三者委員

(役員会等への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、次により報酬及び交通費、宿泊費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費、宿泊費はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）	交通費（県外）	宿泊費
理事会出席報酬	10,000円	実費	実費

- 2 評議員が評議員会に出席したとき、次により報酬及び交通費、宿泊費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費、宿泊費はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）	交通費（県外）	宿泊費
評議員会出席報酬	10,000円	実費	実費

- 3 評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会に出席したとき、次により報酬及び交通費、宿泊費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費、宿泊費はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）	交通費（県外）	宿泊費
評議員選任・解任委員会出席報酬	10,000円	実費	実費

- 4 第三者委員が第三者委員の業務の為、第三者委員会等に出席したとき、次により報酬及び交通費、宿泊費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費、宿泊費はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）	交通費（県外）	宿泊費
第三者委員会出席報酬	10,000円	実費	実費

原則交通費の支給は、県外からの出席者のみとする。県内の場合は、報酬に交通費を含むものとする。

- 5 宿泊費は、1泊15,000円を上限とした実績とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営の為の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

- 2 理事が、理事会及び評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 4 監事が、理事会及び評議員会以外の日において法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 5 第三者委員が第三者委員会以外の日において法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

(業務の旅費)

第5条 役員等の業務とは、監事の監査、研修等への出席及び理事長が認めた業務をいう。その際次により報酬及び交通費・宿泊費を支給することができる。

	報酬（日額）	交通費（県外）	宿泊費
出張	10,000円	実費	実費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 交通費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払、出張終了後精算することができる。
- 4 原則交通費の支給は、県外に出張する者のみとする。県内の場合は、報酬に交通費を含むものとする。
- 5 宿泊費は、1泊15,000円を上限とした実績とする。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。原則として理事の業務は、施設の職員としての業務を除く法人職務とする。

(改定)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を得なければならない。

別表1

名 称	報酬	交通費
理事長業務報酬等(日額)	10,000	実費
理事業務報酬等(日額)	10,000	実費
監事報酬等(日額)	10,000	実費
評議委員報酬等(日額)	10,000	実費
第三者委員報酬等(日額)	10,000	実費

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

令和 4 年 7 月 1 日	別表 1 の評議員を追加
令和 4 年 12 月 1 日	第三者委員報酬を追加